

令和7年 第10回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和7年6月2日

○議 題

議案第38号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第39号 選挙人名簿に登録する者について（6月定時登録）

議案第40号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第41号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

次回開催日 令和7年6月13日（金）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年7月2日（水）10：00～ 区長応接室

議案第38号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年6月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 744人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 73人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 669人 |
| | 登録移転者 | 2人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年6月2日 |

(根拠)

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年6月2日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	33	344	1	0	378
女	40	325	1	0	366
計	73	669	2	0	744

議案第39号

選挙人名簿に登録する者について(6月定時登録)

令和7年6月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年6月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 1,649人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和7年6月2日

登録者の内訳

単位：人

男性	女性	計
830	819	1,649

(根拠) 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調(令和7年6月登録日現在)

男女別 区分		男	女	計
令和7年3月5日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		74,478	96,136	170,614
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため	192	187	379
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	743	780	1,523
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	1	2	3
	(ニ) 誤載のため	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()	936	969	1,905
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		318	391	709
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		318	385	703
今回(令和7年6月登録日) 追加登録者数 (h)		830	819	1,649
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)-(e+g)+(h)		74,372	95,992	170,364
備 考				

在外選挙人名簿登録者数調(令和7年6月登録日現在)

男女別 区分		男	女	計
令和7年3月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		53	92	145
(a)以後の抹消者数 (b)		0	0	0
(a)以後の追加登録者数 (c)		1	5	6
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a)-(b)+(c)		54	97	151
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,895	4,476	8,371
2	春吉第二	2,793	3,388	6,181
3	警固第一	3,320	4,920	8,240
4	警固第二	3,050	4,113	7,163
5	大 名	1,266	1,628	2,894
6	赤 坂	3,930	5,170	9,100
7	舞 鶴	3,894	4,496	8,390
8	簀子第一	3,740	4,549	8,289
9	簀子第二	1,654	2,261	3,915
10	当仁第一	3,710	4,831	8,541
11	当仁第二	2,187	2,896	5,083
12	南当仁第一	2,985	3,640	6,625
13	南当仁第二	2,790	3,293	6,083
14	南当仁第三	1,767	2,171	3,938
15	高 宮	4,680	6,617	11,297
16	一 本 木	3,434	4,918	8,352
17	平 尾	2,839	3,564	6,403
18	草ヶ江	3,067	4,189	7,256
19	小 笹	1,753	2,181	3,934
20	梅 光 園	1,524	1,975	3,499
21	福 浜	1,578	2,359	3,937
22	小 笹 南	3,919	4,632	8,551
23	笹 丘	3,196	3,836	7,032
24	薬 院	4,325	5,983	10,308
25	六 本 松	3,076	3,906	6,982
	合 計	74,372	95,992	170,364

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	6年6月 (A)	6年9月	6年12月	7年3月	7年6月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,538	8,557	8,484	8,403	8,371	▲ 167
2	春吉第二	6,158	6,218	6,217	6,207	6,181	23
3	警固第一	8,167	8,213	8,245	8,224	8,240	73
4	警固第二	7,215	7,251	7,236	7,207	7,163	▲ 52
5	大 名	2,914	2,918	2,888	2,900	2,894	▲ 20
6	赤 坂	9,039	9,037	9,074	9,084	9,100	61
7	舞 鶴	8,288	8,414	8,457	8,406	8,390	102
8	簀子第一	8,276	8,332	8,305	8,311	8,289	13
9	簀子第二	3,891	3,938	3,911	3,898	3,915	24
10	当仁第一	8,523	8,604	8,592	8,547	8,541	18
11	当仁第二	5,128	5,185	5,154	5,102	5,083	▲ 45
12	南当仁第一	6,590	6,631	6,614	6,607	6,625	35
13	南当仁第二	6,065	6,098	6,114	6,092	6,083	18
14	南当仁第三	3,906	3,917	3,941	3,959	3,938	32
15	高 宮	11,099	11,298	11,321	11,358	11,297	198
16	一 本 木	8,247	8,347	8,362	8,397	8,352	105
17	平 尾	6,359	6,416	6,427	6,442	6,403	44
18	草ヶ江	7,188	7,231	7,247	7,220	7,256	68
19	小 笹	3,809	3,832	3,814	3,815	3,934	125
20	梅光園	3,473	3,466	3,477	3,480	3,499	26
21	福 浜	3,987	4,022	4,010	3,980	3,937	▲ 50
22	小笹南	8,588	8,728	8,647	8,566	8,551	▲ 37
23	笹 丘	6,970	6,954	6,981	6,978	7,032	62
24	薬 院	10,209	10,299	10,284	10,289	10,308	99
25	六本松	6,967	6,972	7,009	6,994	6,982	15
	合 計	169,594	170,878	170,811	170,466	170,364	770

議案第40号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年6月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 3人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年6月2日 |

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。
--

議案第41号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年6月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年6月2日

(根拠)

議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。